

議案第八十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の  
一部改正について

次のとおり議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正  
することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定  
により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年九月十六日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年九月十四日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の

一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年三朝町条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「（同法第二十条の規定による被保険者を除く。）」を削る。

第十二条第一項中「の各号」を削り、同項第一号及び第三号中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第十三条第一項第六号中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（年金たる補償の額の端数処理）

第十四条の二 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切りあげるものとする。

第十六条中「第二十五条」の下に「、第三十九条の二」を加える。

第十七条を次のように改める。

(福祉施設)

第十七条 実施機関は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員（以下この条において「被災職員」という。）及びその遺族の福祉に関して必要な次の施設をするように努めなければならない。

一 外科後処置に関する施設、補装具に関する施設、リハビリテーションに関する施設その他の被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な施設

二 被災職員の療養生活の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の施設

附則第四条の次に次の一条を加える。

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

第四条の二 次の表の上欄に掲げる期間に死亡した職員の遺族に対する第十二条及び第十三条の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第十二条第一項第一号及び第三号並びに第十三条第一項第六号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十七歳
昭和六十三年十月一日から昭和六十四年九月三十日まで	五十八歳
昭和六十四年十月一日から昭和六十五年九月三十日まで	五十九歳

2

次の表の上欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの（第十二条第一項第四号に規定する者であつて第十三条第一項第六号に該当するに至らないものを除く。）は、第十二条第一項（前項において読み替えられる場合を含む。）の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第十二条第三項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第四条の二第二項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないも

のを除く。）」と、第十三条第二項中「各号の一」とあるのは「第一号から第四号までのいずれか」とする。

昭和六十一年十月一日から 昭和六十二年九月三十日まで	五十五歳	五十六歳
昭和六十二年十月一日から 昭和六十三年九月三十日まで	五十五歳以上 五十七歳未満	五十七歳
昭和六十三年十月一日から 昭和六十四年九月三十日まで	五十五歳以上 五十八歳未満	五十八歳
昭和六十四年十月一日から 昭和六十五年九月三十日まで	五十五歳以上 五十九歳未満	五十九歳
昭和六十五年十月一日から 当分の間	五十五歳以上 六十歳未満	六十歳

3 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第十二条第一項（第一項において読み替えられる場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第二項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第三条の規定の適用を妨げるものではない。

附則第五条第一項中「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）」を「年金たる補償」に、「条例の規定による」を「条例の規定（第十四条の二を除く。）による」に改め、「（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、当該年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率を合計して得た率から一を控除した率）」を削り、「（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、その合計額）」を「の合計額」に、「とする」を「とし、これらの額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする」に改め、同項の表を次のように改める。

傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。） 附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	〇・七六
--------	--	------

<p>国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）</p>	<p>○・七六</p>
<p>国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）</p>	<p>○・八八</p>
<p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）</p>	<p>○・七六</p>
<p>障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>○・八八</p>
<p>障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定による障害共済</p>	<p>○・八八</p>





<p>金又は寡婦年金</p>	<p>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）</p>	<p>遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金</p>
<p>○・八三</p>	<p>○・九一</p>	<p>○・九一</p>	<p>○・九一</p>

附則第五條第二項中「給付の額」の下に「の合計額」を加え、同項の表を次のように改める。

旧船員保険法の障害年金	○・七六
旧厚生年金保険法の障害年金	○・七六
旧国民年金法の障害年金	○・八八
障害厚生年金及び障害基礎年金	○・七六
障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八八
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	○・八八

附 則

1 この条例は、昭和六十一年十月一日から施行する。

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）第十二条及び第十三条の規定（新条例附則第四条の二第一項

において読み替えられる場合を含む。)は、この条例の施行の日以後に死亡した職員の遺族について適用し、同日前に死亡した職員の遺族については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第五条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る年金たる補償及び施行日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。